

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金【第8次】(1/27~2/20 実施分)  
よくある質問 (2022年2月23日)

【要請について】

Q1. 時短要請は何に基づくものか

A. 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項によるものです。  
(※会食人数の制限については、同法24条第9項)

Q2. 要請は強制的なものか。懲罰等はあるのか

A. 要請に従わない場合、「立ち入り検査」や「命令」が可能となり、  
「命令」に従わない場合、20万円以下の過料が科される可能性があります。

Q3. 時短要請の対象となる店舗は

A. 食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」を受けている店舗が対象です。  
(ただし、テイクアウト専門店、コンビニエンスストアは除く。)

Q4. 営業時間短縮の要請期間に定休日が含まれますが、要請に応じたことになるか

A. 従前より営業時間短縮要請の時間帯を超えて営業しており、営業時間短縮に  
協力した場合には、定休日が含まれていても要請に応じたこととなります。

Q5. ワクチン・検査パッケージの適用はないのか

A. ワクチン・検査パッケージの適用はありません。

Q6. 協力金の受給にあたり、カラオケ施設の利用自粛はしなくてよいのか

A. 利用自粛までは求めておりませんが、利用者の密を避ける、こまめな換気を行  
う、マイク等の消毒を行うなど、基本的な感染防止策の徹底をお願いいた  
します。

Q 7. 酒類の終日の提供自粛とあるが、ノンアルコール飲料や微アルコール飲料は提供してもよいか

A. ノンアルコール飲料や微アルコール（1度未満）は提供しても構いません。

Q 8. 酒類を提供していない飲食店は時短要請の対象外か

A. 酒類を提供していない飲食店も対象となります。

Q 9. 【認証店で酒類を提供する場合】

9時以降に酒類や料理の提供をせず、引き続き店内にお客様がいる場合は、営業時間短縮要請に応じたことになるのか

A. 時短要請に応じたことになりません。要請は、午後9時に店を閉めていただくことなので、結果的に9時以降に営業状態となっている場合は要請に応じているとは言えません。適切なラストオーダー時間の設定や、お客様への閉店時間の周知などをお願いします。

【協力金について】

Q 10. 協力金はいくら受け取れるのか

A. 次の表のとおりです。

区 分		いしかわ新型コロナ対策認証店 (以下のいずれかを選択)		その他
営業時間		5時～21時	5時～20時	5時～20時
酒類提供		20時まで提供可	終日、提供自粛 (利用者による酒類の店内持込を含む)	終日、提供自粛 (利用者による酒類の店内持込を含む)
協力金	中小企業	2.5～7.5万円/日	3～10万円/日	3～10万円/日
	大企業 中小企業も 選択可	1日あたりの売上高の減少額×0.4(上限20万円) ※営業時間5時～21時(酒類提供可)の場合:上限20万円又は1日あたり売上高×0.3のいずれか低い額		

Q 11. 複数店舗を持つ場合、店舗数に応じた協力金が支給されるか

A. 要請を受けて営業時間の短縮をした店舗数に応じて、協力金を支給します。

Q 1 2. 複数の店舗を運営する事業者は、全施設を時短しなければ協力金はもらえないのか

A. 全ての店舗を時短等することを協力金の給付要件としていません。店舗ごとに協力金の支給対象であるか、判断します。一部の店舗のみ申請をすることも可能ですが、感染拡大防止の観点から、可能な限り時短営業へのご協力をお願いします。

Q 1 3. 協力金は、どのような事業者（法人、個人）が対象か

A. 時短要請期間の開始日（令和4年2月21日）以前から、飲食店営業許可をはじめ、必要な許認可等を取得の上県内で飲食サービスを提供する店舗を運営している事業者です。なお、対象店舗を運営している事業者とは、その店舗を所有、又は長期賃貸借し、常時滞在する店舗の営業時間・営業内容等について決定権限を有する者です。

Q 1 4. 指定管理者や第3セクターは協力金の支給対象か

A. 指定管理者や公的な資金が入っている団体は、協力金の支給対象ではありません。

Q 1 5. 営業時間の短縮ではなく、終日休業した場合、協力金の対象となりますか

A. 従前より営業時間短縮要請の時間帯を超えて営業している施設が、時間短縮もしくは終日休業をした場合は、要請に応じたことになり、対象となります。

Q 1 6. もともとの営業時間が午前5時から午後8時までの店舗が、営業時間を短縮した場合や完全休業した場合に、協力金は支給されるか

A. 対象となりません。

Q 1 7. 協力金の申請はいつからか

A. 令和4年2月21日から郵送及びオンラインで受付を開始いたします。

Q18. 当初認証店として営業時間を21時までかつアルコールを20時まで提供していたが、要請期間（令和4年1月27日から2月20日）の途中で営業時間を20時までとし酒類提供を終日自粛することとした。この場合の協力金の支給額はどうか

- A. 全要請期間（令和4年1月27日から2月20日）を通じて、（2.5万円～7.5万円/日）となります。  
（協力金の金額算出にあたり、売上高方式を選択した場合）

Q19. 期間の途中から「いしかわ新型コロナ対策認証店」となった場合どうか

- A. 認証店のステッカーを交付された日から、認証店としての選択が例外的に可能です。  
ただし、変更した場合、協力金の支給額は全要請期間を通じて、（2.5万円～7.5万円/日）となります。  
（協力金の金額算出にあたり、売上高方式を選択した場合）

Q20. 主としてカラオケ店として営業しているが、協力金の対象となるか

- A. 要請期間中に有効な飲食店営業許可を取得している場合、時短等の要請に応じていただければ対象となり得ます。

Q21. 今回、協力金の早期支給は行わないのか

- A. 要請期間の終了を待たずして支給する「早期支給」は今回行わない予定です。

Q22. 今回の協力金を受給した場合、国「事業復活支援金」は受給できるか

- A. 受給対象となり得ます。国によると、営業時間短縮要請に応じた月を対象月として「事業復活支援金」の申請をする場合、要請に応じた月の分の協力金の金額を、その月の事業収入に算入した上で、「事業復活支援金」の給付要件を満たす場合は、協力金の対象となる事業者であっても給付対象となるということです。

➤事業復活支援金 WEB サイト <https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

Q 2 3. 認証店であって、もともとの営業時間が午前5時から午後9時までの店舗が、酒類提供を午後8時までとした場合、協力金は支給されるか

A. 対象となりません。営業時間を午後8時まで短縮、及び酒類の終日提供自粛とした場合、対象となります。

Q 2 4. 認証店であって、協力金（第8次）【令和4年1月27日から2月20日まで】と協力金（第9次）【令和4年2月21日から3月6日まで】で異なる要請を選択することは可能か

A. 協力金（第8次）【令和4年1月27日～2月20日分】と協力金（第9次）【令和4年2月21日～3月6日分】で異なる要請を選択することは可能です。  
その場合、期間ごとに選択した要請に応じて、協力金の額も異なります。

Q 2 5. 飲食事業の売上高について、テイクアウトに係る売上高は含めてよいか

A. テイクアウトやデリバリーは要請の対象外となるため、売上高からテイクアウト等の売上を除いた上で計算してください。